オンラインゲームのアバターの命名における同名制限に関する研究

沼崎優介i遠藤雅伸ii

i,ii東京工芸大芸術学部〒164-8678 東京都中野区本町 2-9-5

E-mail: 'yusuke262gamedesign@gmail.com, im.endo@game.t-kougei.ac.jp

概要オンラインゲームにおいて、同名アバターの作成を禁止しているゲームがある。一方で、制限のないゲーム もある。ユーザーがアバターに名前を付けるときにどのような傾向があり、どのように感じているかを調査した。 結論として、プレイヤーは同名の許可を求めていると分かった。

キーワードデジタルゲーム, オンラインゲーム, アバター, 命名, 同名

1. はじめに

一般に名前は個人を特定する重要な要素であり、公式に署名にも利用される。日本では戸籍法と民法で人名の命名は扱われ、常用漢字と人名用漢字を使う制限はあるが、同姓同名には制限がない。しかし同姓同名であると、名前を呼ばれたときに自分かどうか判断できない。オンラインゲームでは、同名のアバターを作ることで、なりすましが起こる問題がある[1]。

そこで一部のオンラインゲームでは、他のユーザーのアバターと同名のアバターを作れないよう制限をかけている^(1,2)。一方ユーザーをIDで管理し、アバターには自由な名前を付けられるもの⁽³⁾もある。また、折田らの調査によれば、長く利用するユーザーほど自分を特定してもらいたい傾向がある^[2]。

本研究は、ユーザーがアバターに名前をつける際の 行動を調査し、同名に対する意識を分析した。

2. 本研究の目的と手法

本研究の目的は、ユーザーがアバターに名前を付けるときの傾向や、ユーザーが本来使いたい名前と同じユーザーがいた時に、どう感じ行動するかを、調査により明らかにすることである。

本研究ではネットワークを使った以下の項目のアンケートを行った。告知は twitter と SNS で行った。

- 同名使用禁止の場合「その名前は使われています。 別の名前にしてください」と出ました。どうしま すか?:選択
 - ・その名前に英数字などを足して使う(英数字付加)

- ・まったく別の名前をつける(別の名前)
- ・ゲーム自体をプレイしない(プレイ断念)
- ・その他:内容を次項で記述
- 同名使用の禁止に対する意見:自由記述
- 同名許可の場合「同じ名前の人が○○人います」 と出ました、どうしますか?:選択
 - ・同じ人がいない名前に変える(同じ人なし)
 - ・その名前でプレイする(同じ人あり)
 - ・その他:内容を次項で記述
- 同名許可に関しての意見:自由記述

3 結果

調査は 2016 年 5 月 23 日より行われ、64 の回答を得た。被験者の属性を表 1 に示す。

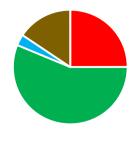
表1 被験者の属性

	性別		
年代	男性	女性	合計
20 歳未満	1	0	1
20 歳代	16	11	27
30 歳代	15	4	19
40 歳代	12	1	13
50 歳以上	0	2	2
合計	44	18	62

同名が禁止されている場合における回答結果を表 2 に示す。

表 2 同名禁止の場合における回答結果

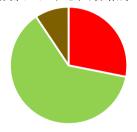
項目	回答数
■英数字付加	16
■別の名前	36
■プレイ断念	2
■その他	10
合計	64



同名が許可されている場合における回答結果を表 3 に示す。

表 3 同名許可の場合における回答結果

項目	回答数
■同じ人なし	18
■同じ人あり	40
■その他	6
合計	64



理由に関する自由記述を GTA 法によって分析し、次の要素を抽出した。

- 元の名前を残す
- ユニークな名前
- 元の名前に拘る

4. 考察

抽出された各要素について考察する。

4.1 元の名前を残す

元の名前を残す理由として以下の記述があった。

- _(アンダーバー)や記号を付けたり、スペースを 入れたりして元の名前に装飾する
- 「be」を「ve」に変えたり、平仮名の「へ」を片仮名の「へ」に変えたりするなど、読み方が似たものに変更する

元の名前を残すため、ユーザーは納得できる様々な手法を用いていた。

4.2 ユニークな名前

ユニークな名前の理由として以下の記述があった。

他人と一緒や似たものは嫌だ

● 名前の後ろに「@××」と書き足し、他人に自 分を認識させる

他人とは異なるユニークな名前を付けていた。ネタとウケを狙った名前は、ここから生まれている。

4.3 元の名前に拘る

元の名前に拘る理由として以下の記述があった。

- 名前変更を余儀なくされ、やめた
- 絶対に被らない名前を付ける

自分が決めた名前以外は拒絶していた。使いたい名 前が許可されない場合はゲーム自体のプレイをやめる ユーザーもいた。

5. まとめ

今回の調査で、ユーザーが自分のアバターにつける 名前の傾向が分かった。また、ユーザーが名前に対し て強い執着を持っていることも分かった。

このことから、同名を禁止するよりも名前以外の ID でユーザーを特定し、同名は許可すべきだと我々は結論づけた。

(加)

- [1] トレンドマイクロ株式会社(2009). 『他人に成りすまして オンラインゲームのアイテムを盗んだ 15 歳を書類送 検』.is702<http://www.is702.jp/news/620/>(2016/07/06)
- [2] 折田明子, 三浦麻子(2011). ネットコミュニティの 利用者の名乗りとアイデンティティ. 経営情報学 会全国研究発表大会要旨集, 2011(0), pp85-85.
- [3] 山口正明,近藤隆二郎,盛岡通 (1995). 名づけ・見立 てによるまちへの愛着形成の促進. 環境システム 研究, 23, pp.339-346.
- [4] 川本真由子 (1991). 『ロミオとジュリエット』:言 霊の支配する世界.大阪府立大学紀要人文・社会科学 = Bulletin of the University of Osaka Prefecture Series C The Humanities and Social Sciences, 39: pp.117-130
- [5] 長田知子近藤隆二郎(2003). 個人の環境認識の変化を促す「名づけ」の可能性に関する研究.環境システム研究論文集, 31, 417-424.
- [6] 村瀬学 (1996). 生命と共生-あるいは「名前」の共生力について-pp.127-136
- [7] 佐藤文子 (1986).「名前」:私になること. 幼児の教育 Vol.85 no.3 pp.4-7

ゲーム

- ニックス,2010.(PC)
- (1) 『ファイナルファンタジーXI, スクウェア・エニックス, 2002. (PS2/PC)
- (2) 『ファイナルファンタジーXIV』, スクウェア・エ
- (3) 『ドラゴンクエストX 目覚めし五つの種族オンライン』, スクウェア・エニックス,2012. (Wii)

Study on the Same Name Limit in the Naming of the Avatar of Online Games

Numazaki Yusuke i ENDOH Masanobu ii

i ii Faculty of Arts, Tokyo Polytechnic University 2-9-5Honcho, Nakano-ku, Tokyo, 164-8678, Japan E-mail: i yusuke262gamedesign@gmail.com, ii m.endo@game.t-kougei.ac.jp

AbstractIn the online game, there is a game to prohibit the avatar of the same name. There is also a game that has not been prohibited. User in order to name the avatar, we, the user, I was investigated whether there are or how you feel. In conclusion, the player has been found to be seeking that there is no limit.

KeywordsDigital games, Online games, Avatars, Naming, The same name